

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年 (ワ) 第 101 号、同 27 年 (ワ) 第 34 号、同 29 年 (ワ) 第 85 号 損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 5 9 4 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面 (2 2 1)

南相馬市の現況

平成 2 9 年 9 月 2 9 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

青 木 丈 介



同

土 屋 賢 司



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



同

前 田 琢 治



第1 避難指示の内容

1 政府は、平成23年3月11日、本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出すとともに、半径3キロメートル以上10キロメートル圏内を屋内退避指示区域として指定した。これにより、南相馬市小高区南部の一部が屋内退避指示区域として指定された。

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更し、これにより、南相馬市小高区の全域及び原町区の一部が避難指示区域とされた。

その後、政府は、平成23年3月15日、屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に変更した。これにより、原町区のうち本件原発の半径20キロメートル圏内を除いた地域及び鹿島区の一部が屋内退避指示の対象区域に含まれることとなった。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、南相馬市の一部で本件原発から半径20キロメートル以遠の区域を計画的避難区域、南相馬市の一部で本件原発から半径20キロメートル以遠の区域を緊急時避難準備区域に設定した。これにより、南相馬市は、小高区の全域と原町区の一部が警戒区域とされたほか、その他の一部が計画的避難区域又は緊急時避難準備区域とされた。その後、緊急時避難準備区域の指定は、平成23年9月30日に解除されている。

その他、南相馬市は、平成23年3月16日、同市内に居住する住民に対して一時避難を要請するとともに、その一時避難を支援した。同市は屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日、避難していた住民に対して、自宅での生活が可能なる者の帰宅を許容する旨の見解を示した。

このように南相馬市は全域が政府又は市による避難指示等の対象とされたため、中間指針追補において、南相馬市は自主的避難等対象区域とはされていない。

- 2 また、南相馬市原町区等の一部について、平成23年7月21日以降、142地点、152世帯が特定避難勧奨地点（本件事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されたため、住居単位で特定して、放射線の影響を受けやすい妊婦や子供のいる家庭に対して特に避難を促す等の対応がとられる地点。特定避難勧奨地点は他に伊達市及び川内村において指定されている。）に指定された。

特定避難勧奨地点の指定は、いずれも平成26年12月28日に解除された。

- 3 その後、南相馬市の警戒区域及び避難指示区域は、平成24年4月16日、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直された。

このうち、避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、平成28年7月12日に避難指示が解除された。

第2 空間放射線量の推移

1 南相馬市小高区

南相馬市小高区（小高区役所）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり推移している（単位はマイクロシーベルト／時、測定高は100センチメートル。）

いずれも原子力規制委員会が提供する放射線モニタリング情報に依拠するものであるが（以下同じ。）、最新のものについて、乙B94号証の1として提出する。

なお、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.23マイクロシーベルト／時、追加被ばく線量年間5ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.99マイクロシーベルト／時、追加被ばく線量年間20ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると3.84マイクロシーベルト／時、追加被ばく線量年間100ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると19.04マイクロシーベルト／時となる。

| 測定日 | 測定値 |
|-------------|------------------|
| 平成23年 9月30日 | 記録なし |
| 平成24年 9月30日 | 0.156 |
| 平成25年 9月30日 | 0.123 |
| 平成26年 9月30日 | 0.101 |
| 平成27年 9月30日 | 0.086 |
| 平成28年 9月30日 | 0.07 |
| 平成29年 9月28日 | 0.06 (乙B94の1) |

2 南相馬市原町区

南相馬市原町区（原町区役所¹）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり推移している（単位はマイクロシーベルト／時、測定高は100センチメートル）。最新のものについて、乙B94号証の2として提出する。

| 測定日 | 測定値 |
|-------------|------------------|
| 平成23年 9月30日 | 記録なし |
| 平成24年 9月30日 | 0.345 |
| 平成25年 9月30日 | 0.257 |
| 平成26年 9月30日 | 0.195 |
| 平成27年 9月30日 | 0.15 |
| 平成28年 9月30日 | 0.116 |
| 平成29年 9月28日 | 0.094 (乙94の2) |

¹ 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地。現在は、原町区役所ではなく南相馬市役所に名称変更されている。乙94号証の2は「南相馬市役所」の空間放射線量を示すものである。

第3 健康調査の結果

- 1 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

南相馬市については、平成29年8月までの累計で4155人（男性2047人、女性2108人）が検査を受けたが、4155人全員が、預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている（乙B77の1～2「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」（平成29年8月までの累計））。

- 2 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間（放射線の空間線量が最も高かった時期）の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった南相馬市民2万5999人について、1ミリシーベルト未満が1万9115人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が6221人となっており、約99.9パーセントの対象者が5ミリシーベルト未満である（乙B78「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-7 別添資料4）。

疫学調査により100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響は確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている（乙B78「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-3）。

第4 除染の状況

- 1 南相馬市については、平成24年4月に環境省による特別地域内除染実施計画が定められた（平成25年12月に一部改定）。同計画は、平成23年12月13日時点で警戒区域又は計画的避難区域であった区域を対象としている。

平成25年8月26日以降、避難指示解除準備区域を中心とした低線量の区域から本格除染が実施され、政府による除染作業は平成29年3月に完了した

(乙B95「環境省除染情報サイトホームページ(南相馬市)」)。

- 2 南相馬市では、平成23年11月に、南相馬市による除染実施計画(第1版)が定められた。除染実施計画については、平成25年1月に第2版(同年6月に第2版改定)、平成26年1月に第3版、平成27年3月に第4版、平成29年3月に第5版(乙B96)が策定された。

南相馬市による除染は、政府が除染等を実施する除染特別区域を除いた市内全域(特定避難勧奨地点を含む。)を対象としている。

現在の除染実施計画では、生活圏において、平成30年3月末日までに再汚染や取り残し等の除染の効果が維持されていない箇所フォローアップ除染を実施すること、また、新たに除染が必要となった箇所の除染を実施すること等が定められている。

第5 避難の状況

平成23年3月11日時点における南相馬市の人口は7万1561人だった。

これに対して、平成29年8月31日現在の居住者数は5万7202人(もともとの居住者のうち南相馬市内に居住する者の数は4万7097人)であり、同日時点の避難者数は7085人とされている(乙B97「避難の状況と市内居住の状況」〔南相馬市ホームページ〕)。

また、本件地震に係る子どもの避難者数の調査によれば、本件事故後の南相馬市の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、「東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ」(乙B79の1及び2)記載のとおりである。これを見ると、南相馬市における子どもの避難者数は、平成24年4月1日時点において5606人(県内避難者1969人、県外避難者3637人)であったが、平成29年4月1日時点においては3837人(県内避難者2793人、県外避難者1044人)となっている。

第6 復興の状況

1 南相馬市は、本来の庁舎を移転することなく南相馬市役所（旧原町区役所）において業務を継続している。なお、南相馬市小高区役所についても、すでに業務を再開している。

2 南相馬市では、平成23年12月に「南相馬市復興計画」が策定された。同計画は、主要施策として、緊急的対応、市民生活復興、経済復興、防災まちづくり、人づくり・子育て環境の充実、原子力災害の克服を定めている。

そして、南相馬市ではインフラの復旧が進んでおり、遅くとも平成25年度までに、主要道路、上下水道等の生活インフラは概ね復旧していたところ（乙B98「避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表」〔南相馬市ホームページ〕、さらに、平成28年7月12日に避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示が解除されたことから明らかなどおり、その他の公共インフラについても復旧を完了している。

3 南相馬市の自動車保有台数は、平成22年から平成28年にかけて次のとおり推移している（単位は台、いずれも各年3月31日時点）（乙B81の1～7「福島県市町村勢一覧」）。平成23年から平成26年はほとんど変わらないものの、平成27年以降増加しており、これは、平成27年9月5日の避難指示解除を境として、増加に転じたものと考えられる。

| 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 57,854台 | 57,952台 | 56,456台 | 57,085台 | 58,255台 | 60,280台 | 61,334台 |

4 その他（乙B99「南相馬市の状況」（福島県ホームページ））

公共交通機関としては、JR常磐線が浪江～仙台間での運行を再開した。

また、平成27年1月より原ノ町～竜田間の代行バスが1日2往復で運行中

のほか、平成27年4月より南相馬～東京方面の高速バスの運行が開始された。

南相馬市原町区内の商業施設としては、一部の店舗を除いて営業が再開されており、同小高区内の商業施設としても、東町エンガワ商店や飲食店5店舗が営業を再開したほか、コンビニエンスストア2店舗、魚屋、帽子カバン店、衣料品店等の商店及びガソリンスタンド等も営業を再開した。そのほかにも、各金融機関（あぶくま信用金庫、小高郵便局、飯崎簡易郵便局、東邦銀行、JAふくしま未来小高総合支店、同福浦支店）が営業を再開している。

教育関係では、幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校が再開済みである（ただし、幼稚園及び保育所は一部休園中である。）。

医療・福祉関係では、震災前は8病院39診療所で診療等が実施されていたところ、平成28年11月10日時点で、6病院29診療所にて診療等が実施されている。平成29年2月1日には市立総合病院に脳卒中センターがオープンし、同年4月には小高調剤薬局が開業した。

以上